

## 特集：検証・日本の移民政策—はじめに—

稲葉奈々子（上智大学）

欧州の先進工業国ですでに一般化している外人労働者の導入について、わが国で議論が始まったのは昭和四十年代にはいつてから。高度成長の日本経済に、労働力不足がカゲを落とすようになったためだ。政府としても雇用計画に外人労働力を盛り込むかどうか態度を明確にする必要に迫られ、四十二年の第一次雇用対策基本計画を決めた閣議の席で、当時の早川労相が「外人労働者は受入れない」という方針を述べた。こんどの第二次計画もこの方針を受け継いだものである。しかし、外人労働者はすでにさまざまなルートでわが国に入ってきている。政府が認めている正規のものとしては、熟練労働者、技術研修生などがある。（中略）圧倒的に多いのは技術研修生で、去年は約三千人がこの資格で入国した。（中略）政府の外人労働力導入に対する態度は、つまるところ「労働者はダメ。研修生はOK」ということだが、問題は「労働」と「研修」との区別が実際にはきわめて難しく、とくに民間ベースで研修生を導入するケースでは、話がこじれがち。

これは1973年2月8日付の朝日新聞の記事である。このように既視感のある議論が、戦後の日本では何度も繰り返されてきた。上述の記事で言及されている1967年の第一次雇用対策基本計画の閣議決定以来、事実上、移民労働者を受け入れながらも、建前としては受け入れない方針が踏襲され、現在に至るまで移民政策は不在である。結果として、移民の社会統合政策も存在しない。

ところが近年では、2019年の特定技能制度導入、2021年の難民申請者・非正規滞在者の排除を目論んだ入管法案に加えて、特定技能2号の拡充や技能実習制度の見直しに向けた議論も始まっている。

こうした動きは、日本の移民政策の転換を意味するのだろうか？本特集は、2022年4月16日に開催されたシンポジウム「検証・日本の移民政策」の報告である。与党政治のなかの外国人労働者政策、労働政策論からみた評価、関係者にインタビューを重ねた知見に加えて、ベトナムの経験にもとづく分析を加えて、日本の移民政策を多角的に考察した。

過去の議論が「なかったこと」にされることがないように、この特集が、歴史的事実と現場での経験を記録し、検証を重ね、国際人権基準にかなった移民政策を実現する一助となれば幸いである。